

(表)

誓 約 書

令和 年 月 日

大野城市教育長 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、大野城市が大野城市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 賃貸借契約約款第 24 条の 3 (以下「暴力団排除条項」という。) 第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

上記 1 の暴力団排除条項第 1 項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と業務の一部を委任し、又は請け負わせる契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<賃貸借契約約款抜粋(暴力団排除条項)>

第24条の3 賃借人は、警察本部からの通知に基づき、賃貸人(賃貸人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により賃貸人に損害があっても、賃借人はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と業務の一部を委任し、又は請け負わせる契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 賃貸人が前項の各号に該当する者に業務の一部を委任し、又は請け負わせていた場合は、賃借人は賃貸人に対して、当該契約の解除を求めることができ、賃貸人が正当な理由なく賃借人からの当該解除の求めに従わなかったときは、賃借人は契約を解除することができる。この場合において、解除により賃貸人に損害があっても、賃借人はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(賃借人の損害賠償請求等)

第30条 賃借人は、賃貸人が次の各号の一に該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(略)

- 2 次の各号の一に該当する場合においては、賃貸人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、賃借人の損害賠償の請求を妨げない。

(1) 第23条から第24条の3までの規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。

(略)